米国で発売された「日本輸出不可」商業用レコードに関する質問主意書

提出者

内博史

|1|

長

安

豊

米国で発売された「日本輸出不可」商業用レコードに関する質問主意書

第 一五九回通常国会において著作権法の一部を改正する法律 (平成十六年法律第九二号。 以 下 「改正法」

という。)が成立した後、 「パラソル社」という。)が本年七月二十二日に発売した音楽用コンパクトディスク「STEREO アメリカ合衆国 。 以 下 「米国」という。)においてパラソル・レコード社 。 以 下 B L

UES」(以下「当該商業用レコード」という。)のインターネット販売に当たってパラソル社は N O T

t h О n S O n У J a р a n」との表記により、 当該商業用レコード の日本国 |内盤が株式会社ソ

EXPORTABLE

ТО

J A P A N

w i 1 1

b

e

r

e 1

e a

s e d

A

u g u

S

10

ニー・ミュージックエンタテインメント(以下「SMEJ」という。)から発売されることを理由に日本輸

出不可商品である旨を告知している。パラソル社は、 当該告知について日本の一般消費者からの問い 合わせ

に対し「ライセンス契約に際しての日本国内盤発売元であるSMEJからの要請により、 当該商業用レコー

ドの日本への輸出は出来ない」旨の回答を行っている。

そこで、以下質問する。

本年五月二十一日提出の 「著作権法の一部改正案に関する質問主意書」において指摘したとおり、

比 大和副大臣も同様に「洋楽のレコードにつきましては、いわゆるもう既に御説明をいただいております わけでございますので、洋盤レコードのように欧米諸国から直接入ってくるものについては、 によって、 的には裁判所に判断をいただくということになるんでしょうけれども、 すが、これはその他の洋盤レコード、明確にはいたしておりませんが、いずれにしても、今回の措置に 院文教科学委員会における本改正法案の審議に際して河村建夫文部科学大臣は「この点が確かに皆さんい の問題からいっても、 不当にはならないだろうという見解、 されることになる場合だけが要件となっておりますから、そういう観点から考えますと、 よって権利者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることにはならないだろうと。また、不当に害 の日本販売禁止の表示はしないと、こう言っております。しかし、それ以外の会社もあるわけでございま ろいろ御心配をいただいておる点でございまして、この点については、 べてもほとんど差がないということから考えますと、今回の措置の対象とはならない」と答弁し、 日本に比べて物価が著しく安い国から入ってくるやつを防ぐんだということに限定をしている また国外における販売によって得る利益が、国内における販売によって得る利益と これは、 最終的な判断はそれはどこでどう判断するとなると、 一般的に言うならば、 五大メジャーと言われる各社はこ 洋盤レコードが 内外価格差 今 回 の)措置 最終

行を前にして早くも「NOT が、 0 する考えはないということを明確にしておられるわけでありまして、 ることの証左と言わざるを得ない。 を販売区域から除外する洋楽商業用レコードが実際に登場したことは、 措置についてさほどの影響はないものと、そう考えております」と答弁している。 ファイブメジャー、ここでは日本の販売禁止の表示をしないで、 EXPORTABLE 政府は、 前述の答弁が失当であることを認めるか。 ТО JAPAN」との意思表示により日本のみ 欧米 日本への輸入については権利を行使 前述の政府答弁が明白な失当であ の洋盤 レコードについては今回 しかし、 改正 法 の施

動であることは明らかであると考えられる。文化庁は、 売区域から除外する表示をインターネット上で行わせていることが事実であれば、 発売するに当たって契約により る権利不行使の意志を確認した旨を国会で明らかにしている社団法人日本レコード協会に対して経緯の説 村文部科学大臣及び稲葉副大臣の答弁によると「明確にされている」はずの権利不行使の意志に反する行 S M E Jはいわゆる 「五大メジャー」 N O T の日本法人の一社であるが、 EXPORTABL SMEJを含む五大メジャーの日本法人各社によ Е ТО 当該商業用レコードの日本国内盤を J A P A N 一において指摘 と明 確 に日本を販 た河

明を求め、

当該契約条項削除の指導を含む適切な対処を行うべきではない

か。

三 の 一 当該商業用レ コードのジャケット及び盤面に N O T $\begin{array}{c} E \, X \, P \, O \, R \, T \, A \, B \, L \, E \end{array}$ ТО J A P A

N ないしそれに類する表記が印字されている場合、 平成十七年 月一日 の改正法施行後に本件と同様 0

事 例 !が確認された際は輸入業者が「情を知って」いるものとして取り扱うのか。

三の二 当該商業用レコード実物のジャケット及び盤面には「NOT EXPORTABLE ТО J A

PAN」ないしそれに類する表記は印字されていないが、 改正法の法文上は 「情を知って」いることのみ

が条件とされているので、 平成十七年一月一日の改正法施行後に本件と同様の事例が確認された際はジャ

ケット及び盤面に当該表記がない場合であってもインターネット上で N O T EXPORTAB L E

Т J A Р A N かつ日本国内盤が発売される旨の告知がなされている商業用レコードであれば Ė 本国

内盤が発売されている旨の告知が日本への輸出を禁止する理由に該当するものとみなし、 輸入業者が 情

を知って」いるものとして取り扱うのか。

右質問する。